他人の氏名を含む商標に関する一考察



辻本法律特許事務所 弁護士 松田 さとみ

第1 はじめに

商標法(以下、「法」という)4条1項8号では、「・・・他人の氏名・・・を含む商標」はその他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができないとされている。この規定の趣旨は、「肖像、氏名等に関する他人の人格的利益を保護することにある」(最高裁平成16年6月8日第三小法廷判決・判例タイムズ1159号135頁)とされているが、同規定を文言どおりに適用すると、出願商標に同姓同名の者の存在が確認できる氏名を含む場合、当該同姓同名の者から承諾を得ない限り登録を受けることができない。

もっとも、同号の商標審査基準改訂第7版の「2.自己の氏名等と他人の氏名等が一致するときは、その他人の承諾を要するものとする。」につき、「人格権の保護を徹底するための取扱いかと思われるが、実務上は、自己の氏名等と一致する全ての他人の承諾を必要とするのではなくて、他人にはある程度の著名性が考慮され、また登録異議申立てなどにより積極的に人格権の保護を主張した場合にその者の承諾を必要とすることとしている」」と解説されていたとおり、2001(平成13)年時点の商標審査の実務では、柔軟な運用がされてきた。そのため、実際には氏名のみからなる商標あるいは氏名を含む商標も数多く登録されてきた。

しかしながら、平成28年8月10日、令和元年8月7日、令和2年7月29日に法4条1項8号に基づき登録を拒絶した審決の取消請求を棄却する知財高裁判決が立て続けに出された。これらの判決に対しては、「厳格説 2 による現在の8号の運用には問題が多く、克服されるべきである。・・・筆者には、やはり、厳格説は人格的利益の保護をマジックワード化し、その保護に偏重するもののように思えてならない 3 」、「本判決の判旨が、ローマ字化等した日本人氏名につき『氏名』該当性を認めてその登録を阻却したことには、疑問がある 4 」といった批判が相次いだ。

¹ 工藤莞司「実例でみる商標審査基準の解説 第3版」(発明協会2001年2月)、133頁。

² 氏名のローマ字表記やカタカナ表記で商標出願する場合に同姓同名に限らず同じ読みの氏名の他人 についても承諾が必要とされ、その上、そのような他人が多数存在する場合には、その全員の承諾書 の提出が求められるような解釈と後掲3・21頁では定義づけされている。

³ 中川隆太郎「自己氏名商標における『他人の氏名』の再検討-氏名権の保護とブランド名選択の自由の適正なバランス―」IPジャーナル16号(2021.3)31頁。

⁴ 山本真祐子「他人の氏名を含む商標であるとして、商標登録出願が商標法4条1項8号により拒絶された事例-TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.事件知財高裁判決の検討-」知的財産法政策学研究Vol.59 (2021) 348頁。

そのような状況の下、令和3年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業「他人の氏名等を含む商標に関する調査研究報告書⁵」では、本規定における他人の「氏名」に一定の知名度の要件を課す法改正が適当ではないか、といった見直しの方向性が示され、本年4月に設置された特許庁政策推進懇談会において他人の氏名を含む商標の登録要件緩和について、「法改正の具体的内容について検討を深めるとともに、改正案に関連するその他の論点・課題についても、あわせて検討を行う必要がある」といった検討の方向性が示された⁶。

このように、他人の氏名を含む商標の登録要件についてはすでに緩和の方向性で検討が進められているが、本稿では、上記3件の知財高裁判決や同判決の対象となった審決及び本年出された2件の審決につき、法4条1項8号の適用が否定されるためにどのような主張がなされたかを、今一度、整理の上、検討を加えてみたい。

第2 審決・裁判例の検討

上記1で挙げた知財高裁判決とその審決及び本年出された2件の審決について以下、審判における請求人、訴訟における原告がどのような点に着目して、法4条1項8号に該当しない旨の主張をしてきたか、着目点に分けて検討する。

「山岸一雄大勝軒」の標準文字からなる商標

[1-1] 不服2014-24042

【1-1】知財高裁平成28年8月10日判決・平成28年(行ケ)第10065号

「山岸一雄」の標準文字からなる商標

[1-2] 不服2014-24079

【1-2】知財高裁平成28年8月10日判決・平成28年(行ケ)第10066号



翼を広げた鷲又は鷹を黒色のシルエットで表した図形内に「KENKIKUCHI」のローマ字を白抜きで表してなる商標

[2] 不服2018-7529 【2】知財高裁令和元年8月7日判決

「TAKAHIROMIYASHITATheSoloist」の標準文字からなる商標

[3] 不服2019-1138 【3】知財高裁令和2年7月29日判決

⁵ https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2021_04.pdf 他人の氏名に関する拒絶理由、異議・無効理由等に関して米国、欧州、ドイツ、フランス、中国及び韓国の現地法律事務所の弁護士・弁理士に対して、また他人の氏名を含む商標の権利取得に関して、国内企業及び有識者に対して、それぞれヒアリングが実施され、令和4年3月に特許庁より報告書が発表された。

⁶ 特許庁政策推進懇談会「知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方~とりまとめ~」(2022年6月30日) https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kondankai/document/index/hokoku.pdf

「ヨウジヤマモト」の標準文字からなる商標

[4] 不服2021-2342

(=しむらゆうじ広報課 ハリネス"ミ課長・うさき"スタッフ

「にしむらゆうじ広報課」及び「ハリネズミ課長・うさぎスタッフ」の文字を二段に表示した商標

[5] 不服2021-7340

1 本願商標に接する需要者の認識に着目した主張

(1) 請求人・原告による主張

本願商標に接する需要者の認識につき、請求人や原告からはそれぞれ次のとおり主張されている。

- [1-1]・[1-2] いずれもつけ麺店主として著名な山岸一雄氏を想起し、それ以外の同姓同名の山岸一雄氏のことは全く想起しない。
- 【1-1】【1-2】他人の氏名を含む商標であっても、長年にわたる当該商標の使用や指定商品又は指定役務と関連付けられた報道等での当該氏名の露出等の結果、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であると認識することができ、他人の業務に係るものと認識しない状態となった場合には、法4条1項8号の規定にかかわらず、商標登録を受けることができると解すべきである。
- [2]「KENKIKUCHI」のローマ字は、氏と名の間に空白を入れていないから氏と名を判別できない態様であり、本願商標の構成中「KENKIKUCHI」のローマ字に触れた一般需要者は、デザイナー菊池健ないしその商品を想起するため当該文字は一種の造語のような意味を持つから、「氏名」を記載したものといえない。
- 【2】本願商標はブランドとして一定の周知性を有するといえ、これに接した一般需要者は、一種の独特な個性を有する造語として認識し、ジュエリーデザイナーである「X」及びそのデザインに係る商品のみを想起するものであって、「KENKIKUCHI」の文字部分を「菊池 健」等の他人の「氏名」と理解することはあり得ない。
- [3] 本願商標はまとまりよく一連に評されており、その構成全体をもって一体不可分のものとして把握されるものであるから、かかる構成においては、これに接する取引者、需要者をして、直ちに氏名を表したものと把握し、認識するとはい難い。
- 【3】本願商標の前半部分は、ローマ字の大文字を空白を入れることなく整然と一列に並べるもので、それ自体がまとまりよく一連で表されており、「TAKAHIRO」の部分と「MIYASHITA」の部分とに分けて理解、認識され得るような特段の外観を呈するものでもなく、一体不可分の態様で把握されるから、これに接する取引者、需要者をして、直ちに「ミヤシタ タカヒロ」を読みとする「氏名」をローマ字表記したものとして客観的に把握させるものではない。
- [4] その指定商品の分野においては、当該山本耀司氏のブランドとして一定の著作性を得ているものであり、本願の指定商品に使用されても、当該山本耀司氏となんらかの関係があると認識することはあっても、同じ読みの氏名を持つ他人となんらかの関係があると認識されるとは考えられない。

[5] 本願商標は不可分一体の造語として認識されるものであって他人の氏名を含むものとは認められず、平仮名文字のみからなる「にしむらゆうじ」の氏名を有する個人が存在しない以上、特定の氏名を表す文字としては、理解、認識しえないものであり特定の個人の人格的利益を害するとはいえない。

(2) 検討

以上の主張については、①本願商標に含まれる氏名の周知性・著名性から、需要者の認識が特定の人物を対象とし、「他人の氏名」と認識しない状態になっていることを理由として商標登録を受けることができると主張するもの(上記 $[1]\cdot(1]\cdot(2]\cdot[4]$)と②本願商標の構成に着目して「他人の氏名」を含むものとは認められないと主張するもの(上記 $[2]\cdot[3]\cdot(3]\cdot(5]$)の2つのグループに分けられる。

ア ①周知性・著名性からの主張

「他人の氏名を含む」の「含む」について、商標審査基準改訂第15版では、「当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断する」とされている。そのため、①の主張は、いずれも退けられているものの、周知性・著名性が高い程度で認められる場合には、この主張から法4条1項8号の適用が否定される余地もあると考えられる。

この点、取引の実情を踏まえ、本願商標に接した者の認識に着目して法4条1項8号の「他人の氏名」を含む商標にあたるものと認められないとして、同号の該当性を否定したマツモトキョシの音商標に関する知財高裁令和3年8月30日判決⁷がある。

同判決では、本願出願時までに約30年以上にわたり、「マツモトキョシ」の表示をドラッグストアの店名又は自己の企業名として継続して使用してきたこと、「マツモトキョシ」のブランドは、2016年度及び2017年度のブランド価値評価ランキングでドラッグストアとして日本でナンバーワンブランドとして評価されたこと、本願商標と同一又は類似の音をフレーズに含むコマーシャルソングや店舗内で使用されていたことから、取引の実情として、本願商標に接した者が、本願商標の構成中の「マツモトキョシ」という言語的要素からなる音から、通常、容易に連想、想起するのは、ドラッグストアの店名としての、「マツモトキョシ」、企業としての株式会社マツモトキョシ、原告又は原告グループ会社であって、普通は、「マツモトキョシ」と読まれる「松本清」、「松本潔」、「松本清司」等の人の氏名を連想、想起するものとして認識されるものとはいえないとして、本願商標は、法4条1項8号の「他人の氏名」を含む商標に当たるものと認めることはできないと判断された。

「マツモトキヨシ」の言語的要素からなる音は、判決も認定するように出願前より相当程度広く知られていたため、著名性があるといえ、上記のような認定になったことも頷け、事例判決の側面も否めないが、いずれにしても、本願商標に含まれる他人の氏名の周知性・著名性の程度によっては同主張を理由として登録が認められる余地があったと考えることはできるといえよう。

イ 商標の構成からの主張

[1-1]は漢字の氏名に別の単語を付記したものから、[1-2]は漢字の氏名のみから、[2]は名・氏順のローマ字のみから、[3]は名・氏順のローマ字に別の単語を付記したものから、[4]

⁷ 判例時報2519号66頁。

は名・氏順の片仮名のみから、[5] は平仮名に別の単語を付記したものから、それぞれ構成されているが、審決及び判決ではいずれも一律に法4条1項8号に該当する商標として登録が拒絶されている。

上記 [1] ~ [5] の審決以前に出された審決であるが、不服 2015-15023では、「MASASHIYAMASHITA」のローマ字からなる商標につき、日本人の氏名をローマ字で表記することは広く行われているところ、その表し方としては、氏と名の区切りが明らかなように、例えば、氏と名の頭文字のみを大文字にした表示、または、氏と名の区切りにスペース若しくはコンマを用いた表示が一般的といえ、本願商標はまとまりよく一連に評されており、その構成全体をもって一体不可分のもとして把握されるものであるから、かかる構成においては、これに接する取引者、需要者をして、直ちに、氏名を表したものと把握し、認識するとはいい難いものであるとして法4条1項8号の該当性を否定する判断がなされていた。この判断に従うと、[2]・[3] は同様の表記であるため、法4条1項8号の該当性が否定されるといえる。

もっとも、【2】の判決では、法4条1項8号は「氏名」の表記方法に特段限定を付すものではないとして、また、【3】の判決では、氏名部分につきローマ字表記であることが容易に理解され、それに続く文字部分についてはローマ字表記ではないことが容易に看取され、我が国では、パスポートやクレジットカードなどに本人の氏名をローマ字表記することが少なくなく、すべての文字をローマ字の大文字で記載することも少なくなく、その場合、従前、姓氏の順で記載することが広く行われていたと認められることを考慮すると、人の氏名を含む商標であると認められるとして原告の主張は退けられた。ただ、今回、登録の可否が問題になった [1] ~ [5] の氏名は、[2] は氏3文字、名2文字ではあるものの、それ以外は氏が4文字、名が3~4文字と比較的文字数が多く、いずれも氏名であることが一見して明らかなものばかりであったが、たとえば氏2文字、名2文字の4文字からなる氏名の場合、ローマ字表記であれば一見して氏名を含むものとは判断されず、法4条1項8号の適用が否定された可能性も十分にあったと考えられる。

また、逐条解説では、法4条1項8号が雅号、芸名、筆名、略称については「著名な」ものに限っている理由として、人格権保護の規定としてはこれらを保護することが妥当であるが、肖像あるいは戸籍簿で確定される氏名、登記簿に登記される名称と異なり、雅号等はある程度恣意的なものだからすべてを保護するのは行き過ぎなので、「著名な」ものに限ったと説明されている8。

かかる解説を前提にすると、「氏名」については戸籍簿で確定されるのであれば、戸籍簿と同一表記の氏名、すなわち氏については漢字のみ、名については漢字、平仮名又は片仮名からなるものに限定して解釈する方が自然ではないかと思われる。さもないと、承諾を受ける必要のある他人の範囲が広がりすぎ、事実上登録ができない事態を招くからであって、そのような事態を法は予定していないと考えるからである。そうすると、同姓同名の他人の承諾が必要になるのは[1-1]及び[1-2]のみになるが、それが妥当な結論ように思う 9 。

⁸ 一般社団法人発明推進協会「工業所有権法(産業財産権法)逐条解説「第22版〕| 1533頁。

⁹ この点、西村雅子「ファッション分野での知財マネジメントに関する一考察」パテント2014・55頁においても、「自分の名前が漢字もそのままで他人に商標登録されるというのは不愉快であり人格権を害される、といえるかもしれない。しかし、欧文字にした場合には、それに該当する漢字は複数あることが普通なので、特に自分の氏名が商標登録されていると考えない場合が多いだろう。よって、同姓同名の他人が存在する場合でも、その氏名をそのまま商標登録する場合とは区別すべきである。」と指摘されている。

2 利益衡量に着目した主張

(1) 請求人・原告による主張

法4条1項8号に該当しないとして登録が認められた場合には、本願商標と同姓同名の者の人格権が毀損されることになるが、この毀損される人格権の内容や、登録が認められなかったことによって毀損される利益について、請求人や原告からはそれぞれ次のとおり主張されている。

- [1-1]・[1-2]「山岸一雄」の氏名を有する者には、承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足る程度の著名性・希少性等は見受けられず、同姓同名の他人が20名も存在することにより希少性は十分に小さい。本願商標が商標登録により一定の管理下に置かれないことにより、不当に大勝軒の山岸一雄氏の氏名が使用されることにより一般需要者ひいては世間一般の人々への不利益は大きい。
- 【1】法4条1項8号の立法趣旨は、肖像、氏名、名称等に対する人格的利益を保護することにあるが、この人格的利益は、人格権の一内容である「氏名権」として確立された権利にかかる利益であり、その内容は、〈1〉パブリシティの権利としての「氏名無断使用禁止権」、〈2〉それ以外の場合の氏名専用権の一形態としての「他人が権限無しに自己の氏名を使用することを禁止する権利」であると解すべきであり、同号において、氏名を含む商標の登録が許されないのは、〈1〉パブリシティの権利の侵害が問題となる前提として、商標上の表示からその「他人」が特定されなければならないから、その「他人」の氏名等に少なくとも周知性があることが必要であり、〈2〉パブリシティの権利以外の氏名専用権の侵害になるのは、指定商品「便器」や「獣類」に自己の氏名の商標が使われることや商標の氏名部分以外の部分との結び付きなどから不快感を氏名保持者が感じると判断すべき場合などとし、同号に該当しない。
- 【2】同号の「他人」に当たるか否かは、その承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足る程度の著名性・希少性等を有する者かという観点から判断すべきである。
- 【3】商標法 4 条 1 項 8 号の適用に当たっては、同法 1 条に定める目的に照らし、産業発展の寄与や需要者の利益保護の観点から、登録が拒絶される者が受ける不利益も十分に考慮すべきである。また、人格権保護という同号の趣旨を踏まえても、たまたま氏名が同一でも商標や商品とその人との関係が一般世人に認識されないような場合に至るまで承諾を要求することは行きすぎである。このような見地から、同号の「他人」については、承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足りる程度の著名性・希少性等を必要とすると解すべきである。ブランドに係る商標は、それがファッション分野の商品(衣服や装飾品等)に使用されると、当該デザイナーのブランド表示として客観的に把握されるから、同じ読みの氏名の他の人物を想起、連想させるものではなく、当該他の人物の人格的利益が毀損されるおそれはない。

他者の氏名でもあるファッションデザイナーの氏名を一律に商標登録できないことにするとファッションデザイナーのブランド選択の幅を狭めることになるなどの、商標登録が拒絶されることによって請求人が受ける不利益等についても十分に考慮した上で、同法の目的である産業の発展への寄与又は需要者の利益の保護の観点とのバランスが考慮されるべきである。

[4] 他者の氏名でもあるファッションデザイナーの氏名を一律に商標登録できないことにするとファッションデザイナーのブランド選択の幅を狭めることになるなどの、商標登録が拒絶されることによって請求人が受ける不利益等についても十分に考慮した上で、同法の目的である産業の発展への寄与又は需要者の利益の保護の観点とのバランスが考慮されるべきである。

(2) 分析

以上の主張については、出願人の商標登録を受ける利益と出願商標と同一の氏名の者あるいは 出願商標に含まる氏名の者の人格的利益の双方の利益の比較衡量が問題となる。この点、人格的 利益の具体的な内容については、「自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることが ない利益」(最高裁平成17年7月22日第二小法廷判決・判例タイムズ1189号177頁)とされている。

人格的利益については、【1】では、原告が、<1>他人のパブリシティの権利を侵害する場合と<2>パブリシティの権利が認めないとしても氏名保持者が不快感を感じると判断すべき場合を挙げたが、判決では、「商標法4条1項8号の趣旨やその規定ぶりからすると、同号にいう『他人の氏名』が著名又は周知なものに限られるとは解し難く、また、同号の適用が他人の氏名を含む商標の登録により、当該他人の人格的利益が侵害され、又はそのおそれがあるとすべき具体的事情の証明があったことを要件とするものであるとも解しがたい」として、「他人の氏名を含む商標については、そのこと自体によって、上記人格的利益の侵害のおそれを認め」ると判示された。

一方、登録が認められないことによって損なわれる出願人の利益については、【3】や[4]で、また、登録が認められない場合の不利益について $[1-1]\cdot[1-2]$ で主張されているが、審決では、かかる主張については特段触れられず、【3】の判決においても、「他人の氏名」を含む商標について原則として商標登録を受けることができないとし、「その他人の承諾」を得ている場合をその例外と定める商標法 4 条 1 項 8 号においては、同程度に周知、著名性を獲得したブランドであるにもかかわらず、他人の現存の有無といった出願人(ブランド使用者)の関与し得ない要素によって承諾の要否や承諾が必要な数が異なり、登録可能性に差異が生じることや氏名をローマ字表示する場合、承諾対象者が広く、他人の承諾を得字ことが困難であるから、氏名のローマ字表記が相当珍しいものでない限り、商標登録が事実上不可能となるようなことが一定程度生じることは、予定されているというほかなく、そのことを直ちに公平でないとか商標法 1 条の目的に反するということはできないとして一蹴されている。

この点、確かに文言どおりに解釈すれば上記判決の理由付けのとおりという他ないが、商標登録が事実上不可能となることは制度上、予定されているとは考えられないため、やはりローマ字表記の氏名につき、他人の氏名を含むとの判断には疑問が残る。

3 出願人間の不平等さに着目した主張

(1) 請求人・原告による主張

法4条1項8号該当性判断に関する出願人間の不平等さに着目した請求人や原告からの主張は それぞれ次のとおりである。

- 【1】法4条1項8号の適用は場当たり的であり、出願人間の不平等を招いている。そもそも、NTT電話帳は、プライバシー保護等の観点から、近時掲載者数が激減しており、また、戸籍名で登録されている可能性もますます少なくなっている。被告が、電話帳に載っている同姓同名者全員の承諾書が提出されなければ、「氏名」を含んだ商標登録を拒絶するということを行うようになったのは、近時のことにすぎない。このような解釈は、早急に改められるべきである。
- 【3】同程度に周知、著名性を獲得したブランドであるにもかかわらず、同一のローマ字表記をする氏名の他の人物が現存するかどうかといった、出願人(ブランド使用者)の関与し得ない要素によって、承諾の要否や承諾が必要な数が異なり、登録可能性に差異が生じることは、公平の見地から妥当でない。

(2) 検討

この点、いずれの裁判例においても、NTTの「ハローページ」電話帳に出願商標に含まれる 氏名と同一氏名の掲載があることをもって、「他人の氏名」を含む商標であることが認定されて いる。

しかしながら、ハローページは、地域ごとに50音別に固定電話番号が掲載されたものであるが、携帯電話やインターネット等、固定電話の代替手段の普及、通話アプリやSNS等のコミュニケーション手段の多様化、個人情報保護に関する社会的意識の高まり等の環境変化により、配布数・掲載数が大きく減少していることから、2021年10月以降に発行・配布する最終版をもって終了することとされている10。また、ハローページに掲載されている氏名は固定電話の契約者に限られており、固定電話の契約者は女性よりも男性の方が多いと考えられる以上、女性の氏名であれば登録可能性が高まる結果ともなり得る。

また、たとえば氏 2 文字、名 2 文字の 4 文字からなる氏名の場合、それが漢字表記されていれば氏名であることが比較的明らかであるが、平仮名、片仮名あるいはローマ字のみであれば氏名であることが判然としない場合もあり得よう。その場合に、出願人名と出願商標に含まれる氏名が同じでなければ、たとえ実在する者の氏名を含む商標であったとしても、他人の氏名を含むとは判断されずに拒絶されることなく登録が認められ得ると考えられ、氏名によっては登録が受けやすくなるといった事態も生じ得る。

よって、法4条1項8号の適用を審査する場面では、いずれにしても出願人間の不平等が生じ得ることは否めない。

第3 結語

以上のとおり、3件の知財高裁判決や同判決の対象となった審決及び本年出された2件の審決につき、法4条1項8号の適用を否定されるための主張につき、検討を加えてみたが、やはり法4条1項8号の解釈や運用には疑問がある。

私見としては、第2.1(2)イでの述べたとおり、「他人の氏名」の「氏名」につき、戸籍簿と同一の表記の氏名に限定して解釈すべきと考えるが、今後の法改正の動向を注視していきたい。

以 上

_

¹⁰ https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20200618_01.html